

今さら聞けない  
でも、聞きたい!

# 経営のための辞書

キーワード  
Key Word

中小企業の経営者が知っておきたいビジネス用語や各種制度などを紹介します。

## 【情報管理対策について】

### 情報管理の現状

ハッキングやウイルスメールといった犯罪的に関わるものだけではなく、フェイスブック、ツイッター、ラインといったSNS(ソーシャルネットワークサービス)の急速な普及により、個人情報や顧客情報の流出などの様々なトラブルが発生しています。

会社は、情報管理対策を講じることが急務となっていますが、情報管理に関する労務管理上の対応は遅れているのが現状です。

### 事前対策

#### ① 就業規則への記載

就業規則の服務規律や情報管理規程のなかで、以下の項目を確認及び周知することが必要です。

- 会社のパソコンを職務以外の個人的な目的で使用してはならない。
- 業務中に私用メールを作成すること及び送信・受信することを禁止する。(フェイスブック、ツイッター、ライン等のSNS発信も含む)
- 個人所有の携帯電話は、許可なく、就業中に職場へ持ち込まない。
- 会社が付与した、電子メールアドレスやWEBの閲覧履歴等について、会社がチェックすることがある。
- 紙による場合だけでなく、USB等の磁気媒体の場合も、社外への情報の持ち出しは、事前許可などの社内ルールによる。

#### ② 誓約書の提出

入社時に、情報管理における誓約書を正社員はもちろんのこと、パート・アルバイトに至るまで提出させます。内容的には以下の項目を入れておきます。

- 就業時間はもちろん就業時間外においても、業務中に知り得た個人情報や顧客情報を許可なく開示・使用もしくは漏洩しない。
- 在職中はもちろん退職後も同様とする。
- 違反した場合には、民事上・刑事上の法的な責任を負うことがある旨を了解している。

#### ③ 身元保証書の提出

入社時に身元保証書を取っていないかったり、正社員だけしか身元保証書を取っていないかったりという事例が多いようです。情報漏洩のリスクは正社員だけでなく、パート・アルバイトにおいても同様に発生することがあります。自覚を促すためにも、全従業員に身元保証書を提出させます。

### 情報漏洩があった場合は

情報漏洩を発見した場合は、個人で対応する前に会社に報告し、被害を最小限に抑える必要があります。情報漏洩には、故意による場合や過失・無過失による場合がありますが、当事者に対する懲戒処分が適切に行えるように、就業規則上の懲戒規程の整備も必要になります。

情報漏洩が発生すると、民事上の賠償責任を含めた費用だけでなく、会社の社会的な信用の失墜による経営上の損失は計り知れません。労務管理上の対応を今一度、早急に見直す必要があります。

#### ● 社会保険労務士 庄司 茂 氏

社会保険労務士法人庄司茂事務所代表。  
中小企業を中心とした労務管理の分析を行い「就業規則」「評価制度」「賃金規定」などの導入、制定を助言。